

保 險 年 金 課

・ 国 保 係

・ 給 付 年 金 係

1. 国保係

事業名 (事業発足年度)	予算額	事業概要
1. 国民健康保険 運営協議会 (昭和33年度)	千円 757	国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する。
2. 保険給付 (昭和29年度)	5,659,974	<p>被保険者の疾病・負傷・出産又は死亡に対し保険給付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般被保険者療養給付費 4,811,500 千円 ○退職被保険者等療養給付費 500 千円 ○一般被保険者療養費 52,100 千円 ○退職被保険者等療養費 100 千円 ○一般被保険者高額療養費 724,700 千円 ○退職被保険者等高額療養費 300 千円 ○一般被保険者高額介護合算療養費 3,000 千円 ○退職被保険者等高額介護合算療養費 100 千円 ○出産育児一時金 40,000 千円 ○葬祭費 9,000 千円 ○診療報酬明細書審査支払手数料 18,374 千円 ○移送費 300 千円
3. 国民健康保険 事業費納付金 (平成30年度)	2,222,468	<p>県内の医療給付費等の見込みから市町村ごとに算出された額を納付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療給付費分 1,459,667 千円 ○後期高齢者支援金等分 564,653 千円 ○介護納付金分 198,148 千円
4. 保健事業 (昭和61年度)	75,885	<p>国保の円滑な運営、被保険者の健康の保持増進のため必要な事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期人間ドック補助事業 20,000 千円 <ul style="list-style-type: none"> ・日帰りコース 20,000円の助成 1,000人 ○医療費通知(年3回)、ジェネリック医薬品差額通知(年2回) ○パンフレットの配布 ○特定健康診査・特定保健指導事業 55,885 千円

2. 給付年金係

事業名 (事業発足年度)	予算額	事業概要
1. 後期高齢者医療制度 (平成20年度)	千円 1,146,215	<p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者（75歳以上及び65歳以上75歳未満で障がい認定を受けたかた）に対し、群馬県後期高齢者医療広域連合が医療の給付を行う。 市は条例に基づき、各申請書等の受付、保険料の徴収を行う。</p> <p>○ 対象者（被保険者数） 11,779 人（令和4年度末）</p>
2. 福祉医療費助成事業 (昭和49年度)	520,573	<p>子ども、重度心身障がい者及び母子・父子家庭等の親と子の健康管理向上のため、保険診療の自己負担分を助成することにより経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。</p> <p style="text-align: right;">扶助費予算額</p> <p>○ 子ども分 230,531 千円 ※令和5年4月1日から18歳年度末まで対象者を拡大</p> <p>○ 重度心身障がい者分 139,232 千円</p> <p>○ 高齢重度障がい者分 76,929 千円</p> <p>○ 母子・父子家庭等分 55,969 千円</p> <p>○ 小児慢性特定疾病分 420 千円</p>

事業名 (事業発足年度)	予算額 千円	事業概要						
3. 国民年金事務 (昭和34年度)	18,782	<p>※免除された期間の年金額は、それぞれ次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額免除適用者の年金額＝4/8支給 ・3/4 免除適用者の年金額＝5/8支給 ・半額免除適用者の年金額＝6/8支給 ・1/4 免除適用者の年金額＝7/8支給 <p>◎〔無拠出年金関係事業の内容〕</p> <p>公的年金制度に加入する機会が無かった方の生活の安定を図るため国庫で全額負担し支給される年金で、老齢福祉年金と障害基礎年金がある。</p> <p>○老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた方は、一定の要件のもとに福祉年金が支給される。 福祉年金の支給は、支給額が記入された年金証書の交付によって行われる。平成19年10月以降年金の受取りは、銀行等の金融機関の預金口座への振込み、又は、郵便局窓口における国庫金送金通知書での受け取りのいずれかになる。 年金証書については、受給者が保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●老齢福祉年金の支給制限 (老齢福祉年金の支給にあたっては、本人の所得、配偶者及び扶養義務者の所得によって、年金額の一部又は全額が支給停止となる。) <p>○障害基礎年金 障害の初診日が昭和36年4月1日以前、又は20歳前である方は、一定の要件のもとに障害基礎年金が受給できる。 受給要件の有無の確認のため、有期認定の方からは診断書を提出していただき、日本年金機構へ送付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害基礎年金の支給制限 (受給者本人の所得により、年金額の支給停止がある。) <p>◎拠出年金の種類と年金額 (令和4年度)</p> <table border="1" data-bbox="626 1271 1414 1992"> <thead> <tr> <th data-bbox="626 1271 805 1333">年金の種類</th> <th data-bbox="805 1271 1130 1333">支給要件</th> <th data-bbox="1130 1271 1414 1333">年金額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="626 1333 805 1992">老 齢 基 礎 年 金</td> <td data-bbox="805 1333 1130 1992"> <p>次の期間を合わせて25年以上 (平成29年8月1日からは10年以上) ある方が、65歳になったときに受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国民年金保険料納付済期間。 ②国民年金保険料を免除された期間。 ③厚生年金や共済組合の加入期間。 ④厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者であった期間。 ⑤合算対象期間等 <p>年金は、希望により繰り上げ・繰り下げ請求ができる。</p> </td> <td data-bbox="1130 1333 1414 1992"> <p>20歳から60歳までの全期間納付の場合 (40年完納)</p> <p>795,000円 ※昭和31年4月1日以前に生まれたかたは 792,600円</p> </td> </tr> </tbody> </table>	年金の種類	支給要件	年金額 (年額)	老 齢 基 礎 年 金	<p>次の期間を合わせて25年以上 (平成29年8月1日からは10年以上) ある方が、65歳になったときに受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国民年金保険料納付済期間。 ②国民年金保険料を免除された期間。 ③厚生年金や共済組合の加入期間。 ④厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者であった期間。 ⑤合算対象期間等 <p>年金は、希望により繰り上げ・繰り下げ請求ができる。</p>	<p>20歳から60歳までの全期間納付の場合 (40年完納)</p> <p>795,000円 ※昭和31年4月1日以前に生まれたかたは 792,600円</p>
年金の種類	支給要件	年金額 (年額)						
老 齢 基 礎 年 金	<p>次の期間を合わせて25年以上 (平成29年8月1日からは10年以上) ある方が、65歳になったときに受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国民年金保険料納付済期間。 ②国民年金保険料を免除された期間。 ③厚生年金や共済組合の加入期間。 ④厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者であった期間。 ⑤合算対象期間等 <p>年金は、希望により繰り上げ・繰り下げ請求ができる。</p>	<p>20歳から60歳までの全期間納付の場合 (40年完納)</p> <p>795,000円 ※昭和31年4月1日以前に生まれたかたは 792,600円</p>						

事業名 (事業発足年度)	予算額	事業概要		
3. 国民年金事務 (昭和34年度)	千円 18,782	◎無拠出年金の種類と年金額（令和4年度）		
		年金の種類	支給要件	年金額（年額）
		老 齢 福 祉 年 金	明治44年4月1日以前に 生まれた方。	全額支給の場合 406,100円
障 害 基 礎 年 金	<p>自分で日常生活をすることができない20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方。</p> <p>①国民年金制度ができる前（昭和34年11月1日以前）から、既に障害の状態にあったとき。</p> <p>②国民年金の被保険者となる前の負傷や病気で、初めて医者診察を受けた日が、昭和36年4月1日前であるとき。または初めての診察の日が20歳になる前であるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級認定障害 993,750円 ・ 2級認定障害 795,000円 		
◎年金はマクロ経済スライド そのときの社会情勢（現役人口の減少や平均余命の伸び）に合わせて、年金の給付水準を自動的に調整する仕組み				
◎国民年金基金制度 20歳以上60歳未満の自営業者など国民年金の第1号被保険者の方や、60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方が加入できる。				
※保険料は、加入年齢と受け取る年金の種類・金額により変わる。（最高掛金・月額 68,000円）				